第二編第六章を削る。

第百七十三条の二中「これに」を「この政令に」に、「規則でこれを」を「当該普通地方公共団体の規則で」に改め、第二編第五章第十節中同条を第百七十三条の三とする。

第百七十三条を第百七十三条の二とし、第二編第五章第十節中同条の前に次の一条を加える。

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第百七十三条　地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等　普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ　普通地方公共団体の長　六

ロ　副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員　四

ハ　人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者　二

ニ　普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。）　一

二　地方警務官　国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ　警視総監又は道府県警察本部長　二

ロ　イに掲げる地方警務官以外の地方警務官　一

2　地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　地方警務官以外の普通地方公共団体の長等　普通地方公共団体の長等の基準給与年額

二　地方警務官　地方警務官の基準給与年額

3　地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知つたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一　当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二　当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三　地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4　前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二編中第七章を第六章とし、第八章から第十一章までを一章ずつ繰り上げる。

第二百十一条の三中「においては」を「には」に改め、「読み替えて」を削り、「第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」を「第二百五十二条の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」に、「第二百八十七条の二第八項」を「第二百八十七条の二第十項」に、「第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会」を「第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」に改める。

第二百十二条第一項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第四項まで及び第五項前段」を「第五項まで及び第六項前段」に改める。

第二百十二条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「の規定による」を「に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内

第二百十二条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項だし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十二条の三中「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、「においては」を「には」に、「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改める。

第二百十二条の四の表第九十一条第三項から第五項までの項中「第七十五条第五項前段」を「第七十五条第六項前段」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「読み替えて」を削り、「第七十五条第一項の規定による」を「第七十四条第一項に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内